

企画課監査指導室

1 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について

障害者自立支援法等の一部改正により、新たに障害福祉サービス事業者等に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県及び市町村に当該事業者の本部等への立入権限が付与された。

この業務管理体制の整備及び届出に関する施行期日は、平成24年4月1日としている。

(1) 業務管理体制の整備及び届出

業務管理体制の整備に係る届出については、指定事業所等の事業展開地域により、届出先が国（※1）、都道府県又は市町村に分かれること、国において、全国の事業者データの管理を行うシステムを整備（平成24年10月稼働予定（※2））を行うこととしていることから、各届出先において、別紙のとおり、届出の受理やシステムへの入力を行うこととなるので、ご協力願いたい。

※1 届出先が国所管となるものの一部については、平成24年10月に地方厚生局に移管予定。

※2 平成24年10月のシステム稼働（予定）までの間は、国・都道府県・市町村において、届出管理表において、それぞれ届出情報を管理し、システム稼働時に届出管理表のデータを移行する予定。

なお、届出の受理やシステムの入力等の詳細は別途お示しする。

(2) 事業者の業務管理体制における監督体制について

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制が新たに整備されたところであり、制度が適切に運用されるためには、国、都道府県及び市町村において、事業者等への業務管理体制の整備・運営状況に対する適切な監督・助言を実施する必要がある。

については、「業務管理体制の整備について（概要）」（参考資料1）に事業の実施主体となる障害福祉サービス事業者等を整理したところである。

また、「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（参考資料2）として都道府県等における検査手順等の指針を示す予定としているので、これを参考とし、すべての事業者を対象とした計画的な確認検査が実施できるよう体制整備をお願いする。

なお、業務管理体制の整備に関する障害福祉サービス事業者等への指導・助言に係る旅費等については、平成24年度交付税に計上されることとなったので、ご了知願いたい。

事業者の業務管理体制の監督体制

事業者・施設等の指定権者

都道府県等

- (都道府県・指定都市・中核市)
- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- (都道府県・指定都市・児童相談所設置市)
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設

市町村

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

事業者、施設等の設置者

- ・ 報告等の権限行使の際の連携
- ・ 指定権者からの権限行使の要請

- ・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出

- ・ 報告徴収、質問、立入検査の実施
- ・ 勧告、命令等の実施

業務管理体制の監督権者

国

- 次のうち指定事業所等が2以上の都道府県に所在する者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設の設置者
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設の設置者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者
- 指定医療機関の設置者
- のぞみの園の設置者

市町村

- 次のうち指定事業所が同一市町村内に所在する者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

都道府県等

- 次のうち指定事業所等が同一都道府県内に所在する者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設の設置者
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設の設置者
- 次のうち指定事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

届出に関する連携



事業者の業務管理体制の整備(案)

1. 事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制の整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

2. 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者等
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②法令遵守責任者の氏名、生年月日	全ての事業者
③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者
④業務執行の状況の監査の方法の概要	事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先（案）

区 分	届 出 先				
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="331 327 1574 440">指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者</td> <td data-bbox="1574 327 2181 440">厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 440 1574 746">上記以外の事業者等(注)</td> <td data-bbox="1574 440 2181 746">厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課) 〔平成24年10月以降は、 地方厚生局に移管予定〕</td> </tr> </table>	指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)	上記以外の事業者等(注)	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課) 〔平成24年10月以降は、 地方厚生局に移管予定〕	
指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)				
上記以外の事業者等(注)	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課) 〔平成24年10月以降は、 地方厚生局に移管予定〕				
② 次のうち指定事業所が同一の市町村内に所在する者 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障害児相談支援事業者	市 町 村				
③ ①及び②以外の事業者	都 道 府 県 等				

(注) 2つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者及び1つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者をいう。

※届出先が上記3①(厚生労働本省又は地方厚生局)の場合の留意点

(1) 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているかを確認する。

- ① 1つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者
→ 当該地方厚生局に届出
- ② 2つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者
→ 指定事業所等の数を比較して、その数の多い地方厚生局に届出
- ③ 3つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者
→ 厚生労働省本省(社会・援護局障害保健福祉部企画課)に届出

業務管理体制の整備に関する事項の届出の事務処理(案)

障害福祉サービス事業者(法人)等
業務管理体制の整備

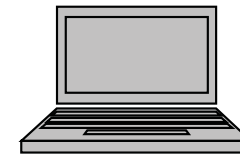
届出

届出先機関

【届出受領処理】

- 1 届出事項の確認
 - 2 事業者(法人)番号の付与
 - 3 システムに届出事項等を入力
 - ① 事業者(法人)番号
 - ② 届出(変更)年月日
 - ③ 法令遵守責任者名
 - ④ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 - ⑤ 業務執行状況の監査の方法の概要
- ※ ④、⑤は該当する事業者である場合に、届出済みのチェックを付す。

業務管理体制データ
管理システム(仮称)



※システム稼働までの間は、各届出先機関毎の暫定データを届出管理表として使用する予定(システム稼働時にデータ移管する)。

業務管理体制の運用

業務管理体制データ管理システム(仮称)の整備について

1 システム整備の趣旨

事業者の情報については、現在、指定事業所等の単位で管理・把握しているのみであり、法人単位でのデータは存在しない。

また、業務管理体制の整備及び届出については、①事業者の事業規模により整備すべき業務管理体制の内容が異なること、②指定事業所等の事業展開地域により届出(国、都道府県、市町村)が異なることから、国、都道府県、市町村において、業務管理体制に関する届出の受理及び監督業務を適切に行うためには、事業者毎の指定事業所数及び指定事業所等の所在地を全国的に集約したデータ管理が必要となる。

このため、国において、平成24年度予算(案)により、データ管理のためのシステム整備(平成24年10月稼働予定)を行うこととしている。

2 業務管理体制データ管理システムの概要

業務管理体制データ管理システムにおいては、平成22年12月に成立した、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)において、障害福祉サービス事業者等に義務づけられることとなった業務管理体制の整備及び届出について、行政機関の監督業務が適切に行われるよう、

- ① 事業者情報を監督権者別に管理、
- ② 業務管理体制に関する届出状況を管理、
- ③ 行政機関間で当該情報を共有化

を行う予定である。

なお、当該システムのデータ入力、閲覧については、国、都道府県、市町村で使用している業務用端末を利用する予定である。

3 システム稼働までの事務処理

システムが稼働するまでの間においては、国・都道府県・市町村で、業務管理体制に関する届出状況管理などの業務に活用するため、届出管理表を作成することとしている。

届出管理表の使用方法等の詳細については、別途お示しする予定である。

業務管理体制の整備に係るスケジュール(予定)

- ①事業所データの法人単位への名寄せ作業 2月
- ・厚生労働省が各都道府県から収集した事業所データを事業者名、事業者住所等により名寄せを実施
 - ・名寄せ後のデータを都道府県へ送付、内容確認
(都道府県において、事業所データの漏れ等のチェック)

- ②関係通知等発出 2月～3月
- ・5月～9月の暫定期間中の留意点
 - ・システム概要
 - ・届出管理表

- ③システム開発 5月～9月

暫定期間(法施行からシステム運用開始までの間)

- ④届出管理表の暫定データをシステムに移管 9月

- ⑤システム運用開始 10月

※届出管理表の活用 (システム運用開始までの暫定期間(4月～9月)使用)

○ 届出管理表とは

- エクセル表形式で作成した事業者届出状況の管理を行うもの
- システム運用開始(10月予定)するまでの間の暫定使用
- システム運用開始にあたっては、当該データをシステムに移管し、活用

【届出事項の入力等】

- 1 届出事項の確認
- 2 事業者(法人)番号の付与
- 3 届出管理表に届出事項等を入力
 - ① 事業者(法人)番号
 - ② 届出(変更)年月日
 - ③ 法令遵守責任者名
 - ④ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 - ⑤ 業務執行状況の監査の方法の概要

※ ④、⑤は該当する事業者であり、届出済みのチェックを付す。

届出管理表(イメージ)

項番	事業者						業務管理体制の整備に関する届出事項						事業所				
	名称	法人種別	住所	代表者名			事業者(法人)番号	届出(変更)年月日	法令遵守責任者		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	業務執行の状況の監査の方法の概要	項番	事業所番号	事業所名	サービス種別	住所
				氏名	職名	生年月日			氏名	生年月日							
1	株式会社 〇〇	05:営 利法人	東京都千代 田区霞が関1 -2-2	東京太郎	代表取締 約社長	昭和30年1月1日	12345678901234	平成23年5月1日	厚生花子	昭和40年1月1日	提出済	提出済	1	131111111	〇〇訪問介 護センター	居宅介護	東京都千代田 区〇〇
													2	131111111	〇〇訪問介 護センター	重度訪問介 護	東京都千代田 区〇〇
													3	131222222	△△訪問介 護センター	居宅介護	東京都港区 △△
													⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
													100	□□訪問介 護センター	居宅介護	東京都...
2	株式会社 ××	1
													2

業務管理体制・所管事業者数について

所 管	事業者数		
	障害者自立支援法	児童福祉法	計
厚生労働省所管	231	15	246
都道府県所管	24,313	543	24,856
総事業者数	24,544	558	25,102

※名寄せに使用したデータは、平成23年12月1日時点の事業所データ

業務管理体制の整備について(概要)

参考資料1

根拠規定	障害者自立支援法 第51条の2	障害者自立支援法 第51条の31	児童福祉法 第21条の5の25	児童福祉法 第24条の19の2	児童福祉法 第24条の38					
事業の実 施主体・ 施設の設 置主体	指定事業者等 (同法第42条第1項)		指定相談支援事業者 (同法第51条の22第1項)		指定障害児事業者等 (同法第21条の5の17第1項)		指定障害児入所施設等の設置者 (同法第24条の2第1項)		指定障害児相談支援事業者 (同法第24条の26第1項第1号)	
	指定障害福祉 サービス事業者	指定障害者支援 施設等の設置者	指定一般相談 支援事業者	指定特定相談支援 事業者	指定障害児通所支 援事業者	指定医療機関の 設置者	指定障害児入所施設	指定医療機関	指定障害児相談支援事業者	
定義	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業者(同法第29条第1項) 「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を除く。)を行う事業(同法第5条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害者支援施設又はのぞみの園(同法第34条第1項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する一般相談支援事業者(同法第51条の14第1項) 「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が指定する特定相談支援事業者(同法第51条の17第1項第1号) 「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する障害児通所支援事業者(同法第21条の5の3) 「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、「障害児通所支援事業」とは、障害児通所支援を行う事業(同法第6条の2第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が指定する障害児入所施設(同法第24条の2第1項) 「障害児入所施設」とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該区分に定める支援を行うことを目的とする施設 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉型障害児入所施設：保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 ②医療型障害児入所施設：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療(同法第42条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が指定する障害児相談支援事業者(同法第24条の26第1項第1号) 「障害児相談支援」とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、「障害児相談支援事業」とは、障害児相談支援を行う事業(同法第6条の2第6項) 	
届出先・ 監督権者	国(厚生労働大臣)	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所又は施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等 のぞみの園の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 		
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の指定事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 上記・下記以外の指定相談支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の指定障害児通所支援事業者 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 上記・下記以外の指定障害児相談支援事業者 	
	市町村	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定特定相談支援事業者 	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 	

(参考資料2)

(案)

障発第 号
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事
各 指定都市長 殿
中核市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）により、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備等が図られ、障害福祉サービス事業者による適正なサービスの提供を確保するため、法令等を遵守するための業務管理体制の整備・届け出の義務付け及び障害福祉サービス事業者に対する立入検査権等の創設等を内容とする所用の改正が行われたところである。

については、障害福祉サービスの適正化について一層の推進を図る観点から、別添「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、都道府県及び市町村においては、本通知を参考に効率的かつ効果的な業務管理体制の監督に努められたい。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底について配慮されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

（別添）

障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき実施する障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務（以下「検

査等」という。)に関し、その運用の基本的考え方及び実施手続き等について下記のとおり示すので十分留意するとともに、国、都道府県、市町村の関係機関と連携の上、その的確かつ効果的な検査等の実施に努めるものとする。

記

第1 目的

この障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針は、検査実施機関が障害者自立支援法第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2、第24条の39、第24条の40の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査実施機関

- 1 都道府県 2及び3に掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者
- 2 市町村 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が1の市町村の区域に所在するもの。
指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が1の市町村の区域に所在するもの。
- 3 国 当該指定にかかる事業所若しくは施設（以下「指定事業所等」という。）が2以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園及び指定医療機関の設置者。

第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定権限を有する都道府県、市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第4 検査等

- 1 検査
 - (1) 一般検査
業務管理体制の届出内容を確認するため、実施するものとする。
 - (2) 特別検査
指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査

検査担当部局は、すべての事業者を対象として計画的に検査を実施することとし、毎年度末までに翌年度の実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者に対し示すとともに、当該事業者の指定事業所等の指定権者（都道府県又は市町村）に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

都道府県等の監査等において、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合、指定権者（都道府県又は市町村）と連携を図り、障害福祉サービス事業者を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる障害サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

(3) 一般検査の実施

監督部局は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により定期的に検査を実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。
- ② 障害福祉サービス事業者の従業者に出頭を求める。
- ③ 障害福祉サービス事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

(4) 特別検査の実施

- ① 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。
- ② 障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

(5) 検査における留意事項

- ① 身分を証明する証票の携帯
検査担当職員は、身分を証明する証票を携帯すること。
- ② 検査担当職員の心得

ア 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

イ 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

③ 検証

検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示したうえで、障害福祉サービス事業者の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。

また、障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、障害福祉サービス事業者が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。

④ 立入検査終了手続

検査担当職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。

改善を要する事項は、文書により通知するものとし、対応結果について、期限を付して報告を求めるものとする。

⑤ その他

監督部局は、被検査事業者の検査等に対する負担軽減を常に意識し、適切な見直しに努めること。

2 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、期限を付して文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 障害福祉サービス事業者が上記(1)②の命令に違反したときは、文書で関係市町村長に通知するものとする。

(3) 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定権者である市町村長に対しても通知するものとする。

第5 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

第6 その他

都道府県又は市町村は、業務管理体制の検査の実施状況等について、別に定めるところにより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

2 平成24年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

(1) 障害者自立支援法等に基づく指導監査

都道府県においては、障害者自立支援法等に基づく指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号、第0426002号、第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考とし、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施にあたって、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらはサービスの根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であるので、これら情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、各都道府県に対し実地指導を実施し、併せて都道府県の市町村に対する実地指導の検証を行ったところである。

平成22年度における都道府県に対して実施した実地指導の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりであるので、今後、適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・市町村指導に係る指摘基準及び重点項目が策定されていない
- ・指定自立支援医療機関に対する実地指導が未実施
- ・指定自立支援医療機関の指定日を指定決定のあった月の翌月初日としていない
- ・自立支援医療費の支給認定の自己負担上限額の決定に当たり、所得確認が不十分
- ・自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

都道府県においては、指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、平成22年度の指導監査を踏まえ、以下につき適切な対応をお願いしたい。

ア 特別児童扶養手当について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成14年3月28日障発第0328009号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、囑託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく的確な認定をお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について周知徹底をお願いしたい。

(3) 精神科病院に対する実地指導

各都道府県及び各指定都市におかれては、毎年度、管下の精神科病院に対する実地指導等の実施により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進にご尽力いただいているところである。

厚生労働省においても、各都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行ったところである。

平成22年度の指導監査の結果を見ると、下記のように法律上適正を欠く事例が認められるとともに、都道府県等の精神科病院に対する指導が必ずしも十分ではないと思われる状況も見受けられた。

(主な指摘事項)

- ・月別病床利用率が100%を超えている病院がある
- ・医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・都道府県等の精神科病院に対する実地指導が不十分
- ・新規措置入院者の入院3か月の実地審査が不十分
- ・措置入院患者及び医療保護入院者の定期病状報告、医療保護入退院届けの遅延
- ・応急入院制度の運用が不適切
- ・退院等の請求の審査結果通知の遅延
- ・社会復帰施設に対する指導監査が不十分

これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られたい。

3 平成24年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

厚生労働省における障害者自立支援業務実地指導は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として実施する。

また、都道府県が行う市町村に対する指導助言等の実施状況等を確認するため、市町村において支給事務等の実地検証を行うこととしている。

なお、障害者自立支援業務実地指導については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(実地指導の主な項目)

- 都道府県
 - ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
 - イ 市(区)町村に対する指導状況等
 - ウ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況等
 - エ 指定障害福祉サービス事業者等の指定事務等
 - オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況 等
- 市(区)町村
 - ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
 - イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況 等

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査は、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施する。

また、市(区)においては、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしている。

なお、特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(指導監査の項目)

- 都道府県
 - ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
 - イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査実施状況
 - ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況
- 市(区)
 - ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況
 - イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

(3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査

ア 指導監査の実施について

厚生労働省が都道府県・指定都市を対象に実施している精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、平成24年度においても公衆衛生関係行政事務指導監査として、(別紙)の計画により実施することとしているので、対象都道府県等においては、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度も当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、指導監査が円滑に実施できるように特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限(指導監査実施時期の60日前)までに提出されるようお願いする。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等においては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」(<http://www.wish.mhlw.go.jp/>)に平成24年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成24年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 精神科病院の状況

(指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況)

(イ) 精神科病院の実地指導及び実地審査状況

(実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況)

(ウ) 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

(通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況)

(エ) 精神医療審査会の状況

(審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況)

(オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況

(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)

(カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

(別 紙)

障害者自立支援業務実地指導実施計画 (案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [9] 群馬県 東京都 神奈川県 山梨県 愛知県 大阪府 奈良県 広島県 福岡県	(注) 市(区)町村の選定については、後日通知するものとする。

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [7] 栃木県 埼玉県 新潟県 島根県 山口県 愛媛県 鹿児島県	(注) 市(区)の選定については、後日通知するものとする。

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画 (案)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [16] 北海道 秋田県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 静岡県 広島県 徳島県 愛媛県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 (指定都市) [7] さいたま市 川崎市 相模原市 浜松市 名古屋市 広島市 福岡市	(注) 精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については、追って連絡することとしている。